

第 1 回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 6 月 27 日（月）13:30～15:30
2. 場 所 役場 3 階防災対策室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（田代委員・小林委員欠席）
町 側：別紙「委員等名簿」のとおり（本山町長）
事務局：政策推進課（吉田課長、柳沢係長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 松田町自治基本条例（仮称）審議会要綱（資料 1）
 - ・ 審議会委員名簿（資料 2）
 - ・ 自治基本条例とは（資料 3）
 - ・ 県内自治基本条例等の制定状況について（資料 4）
 - ・ 川崎市自治基本条例（政令市）（資料 4－1）
 - ・ 大和市自治基本条例（市）（資料 4－2）
 - ・ 山北町自治基本条例（町）（資料 4－3）
 - ・ 自治基本条例（仮称）に係るこれまでの庁内検討経過（資料 5）
 - ・ 策定スケジュール（資料 6）

【概要】

司会進行（吉田課長）

1. 開 会

【事務局】皆様こんにちは、お忙しいところお集まり頂きありがとうございます。

定刻となりましたので、松田町自治基本条例(仮称)審議会を開催させていただきます。

まずもって、本会の開催にあたりまして、日程調整等の時間が非常に短かったことを心よりお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

さて、自治基本条例は地域課題への対応や、まちづくりを進めるにあたり、個々の主体がどのような役割を果たすべきかを文書化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であります。

より良いものを作って参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

開会にあたりまして町長より、ご挨拶申し上げます。

【町 長】改めまして皆様、こんにちは。

本日は本当にお忙しい中、急遽、皆様方に通知を出させて頂いた形での参集となりますが、お忙しい中でのお集まり頂きありがとうございます。

また、日頃より町政運営への様々なご意見等を頂いて、何とか皆様のご協力のもとに、町政運営をすることができております。ありがとうございます。

私が現在 1 期目の任期中であります、2 年 9 か月が経過しようとしております。

選挙時に自治基本条例の制定につきまして、公約として掲げさせて頂いたにも関わらず、2 年 9 か月を経過した後に、ようやく議論が始まるということに対しまして、自分自身でも深く反省をしているところであります。

また、その分を皆様方をお願いするという格好に成り過ぎないように、我々もしっかり行政

運営の中で取り組んでまいりたいと思っております。

皆様のお手元にある新聞資料を配布させて頂いておりますが、先日、神奈川県逗子市で自治基本条例に向けた議論を始めたという記事がございます。

当町におきましても、町民の方々、子どもから大人まで、全ての町民の方々が、この自治基本条例というものをご理解頂けるように、今後進めるにあたって、委員の皆様から沢山の意見を頂戴して参りたいと思っております。

県西2市8町の中で、当町のみが自治基本条例が制定されていないということを、改めて認識し、そのようなことであれば、最新の自治基本条例が策定できるというように思っておりますので、選挙権も18歳以上になってからの新しい自治基本条例の策定になりますので、他の市町の方々が逆に松田町の条例を参考にするようなものとしたい。

また、それを見て他団体が改定を検討するようなものをつくり上げていきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の英知を結集して、この松田町が更に、町民参加型で活性化できますようになりますことを願っております。

本日は宜しくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございます。

なお、会議の記録の為に、録音と撮影を行うことをご承知お願います。

それでは、次第2にあります、委嘱状の交付に移ります。

委員決定にあつては、後程、要綱にて説明致しますが、9名の委員により構成されています。資料2に名簿を添付しておりますのでご確認ください。

なお本日、農業委員会選出の田代様及び町参事兼総務課長の小林は欠席となります。

それでは、町長より委嘱状の交付を行います。

委員の皆様にあつては、自身のお名前が呼ばれましたら、自席にてお立ちください。

委嘱にあつては、名簿記載順とさせていただきます。

2. 委嘱状交付

町長より、平成28年6月22日付けで出席委員7名に対し、委嘱状の交付を行った。

なお、委嘱状交付後、町長は退席。

3. 委員及び事務局紹介

出席委員(7名)/事務局(政策推進課4名)/委託業者(都市計画センター)より自己紹介を行う。

4. 会長及び副会長の選任

【事務局】 それでは次第に則り、会長・副会長の選任に移りますが、その前に本日の会議資料の確認をさせていただきます。

次第から資料6「策定スケジュール」について順次確認を行った。

それでは選任に移りますが、設置要綱の第4条に規定がございます。会長にあつては、委員の互選により選出、また、副会長にあつては、委員の中から会長が指名することとされております。

どなたか、会長に立候補される方は、おられますか。おられる場合、挙手願います。

会長は、委員の互選となっております。如何でしょうか。

【委員】 自席のまま発言させていただきます。このような会合で、委員の互選というお話ではありますが、

事務局にあつては、会議を調整するにあたりご苦勞をされたと思います。

会長選出にあたり、事務方案等があれば、お話し願います。

【事務局】事務局としましては、学識経験がおありで現在、静岡県島田市で自治基本条例の関係でご活躍の静岡大学教授の日詰様を推薦させて頂きたいと思います。皆様、如何でしょうか。

【各委員】事務局案に対し、異議なしの声。

結果、日詰氏が会長に選出された。

【事務局】続きまして、副会長の選任に移ります。

先程、申しあげました通り、副会長は会長からの指名となります。

日詰様、どなたかご指名頂ければと思います。

【会 長】先程、各委員からの自己紹介を頂戴し、私から僭越ではございますが、指名させて頂ければと思います。行政経験が豊富で、また町議会でも経験がおありの菅谷様をお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。

【菅谷委員】副会長への選任了承。

【事務局】それでは、会長・副会長、それぞれ、座席の移動をお願いいたします。

5. 議事

【事務局】それでは、日詰会長、一言お願いします。

【会 長】それでは改めまして、只今、皆様方からお認め頂き、この大役を仰せつかる事となりました日詰です。宜しくお願い致します。

先程、委員よりお話しがありましたけども、北海道ニセコ町から始まったこの条例については、日本全国で大変注目を浴びている取組であります。

ところが他方、私も経験しておりますが、この趣旨の条例について様々な意見をお持ちの方がおられるのも事実であります。

そういった方々と現在、綱引きを行っているところもございますが、私自身は、町政運営の基本方針を定めることが主であると思っておりますし、その中では町民主体のまちづくり、こういったものをどうやって保障していけば良いのかということがきちっと盛り込まれることは、やはり必要であろうと考えます。

そういう意味では、今日お集まりの皆様と一緒に、良い条例づくりが出来ればと考えておりますので、どうぞ、宜しくお願い致します。

【事務局】会長、ありがとうございました。

それでは以降の議事について、要綱第5条第2項により会長進行をお願い致します。

【会 長】畏まりました。それでは、お手元の次第に則り、議事を進行させて頂きます。

次第5-1、「自治基本条例とは」を議題とします。事務局説明をお願いします。

【委 員】議事に入る前に、数点確認させて頂きます。

先程、委員より発言がありましたが、自治基本条例は北海道ニセコ町で制定が始まり、当町においてもとっくに制定しなければならなかったという認識をもっております。

先程の逗子市の新聞記事にもありますように、スケジュールについてお聞きしたい。

策定の中で、町民のまちづくりへの参画を保障する権利を定めるにあたり、町民一人一人が意識をもってもらわないとならない。

審議会委員をお引き受けした中で、非常に短時間での作業となることから、町民主権のまちづくりを進めるにあたり、色々なやり方が有る中で、具体には審議会方式等が考えられる。町民の様々なニーズなり、意見や声を聞く中、町民がこういった条例を作っていきたいとい

う気運の醸成、つまり、色々な意見を集約や積み重ねの結果が条例に繋がっていくと思うが、審議会方式を採用した特別な意図があったのでしょうか。

また、本会の審議範囲ということになるが、要綱中に条例案の策定とあり、どういったことを盛り込んでいくのかという検討するというのでしょうか。

私の感覚では、来年の4月からの条例施行を目指すなかで、議会との調整もあるでしょうし、町民の方々にいかにお知らせして、ご理解を得て、町議会にもご理解頂いて、それで納得しないと、分かってもらわないと。それこそ額に入った条例となってしまいます。

出来るだけ、町の100%の方が分かってもらえる。

我々にはそういった権利があって、その権利を色々な活動の中で、発揮していくのだと。それがまちづくりだと。

端的に言えば、自分の事は自分でやるのだと。

ということで、審議の範囲をお聞かせ頂きたい。

もう一つは、町広報が出ましたが、本件に関する予算の説明がありませんでした。

4月1日号の中で、条例策定関連予算を掲載すれば、町が動き出すのだということを周知するいいチャンスであったのと思う。

また、いじわるな方が居れば、予算額は存じ上げませんが、条例策定に予算を配分するのではなく、別のことに使えばいいのという意見もあると思います。

こういった事業を進めるには、当然、何がしかの予算がかかるのは承知しているが、差支えなければ、どの程度の予算を計上しているかを事務局にお聞かせ願いたい。

【会 長】 それでは、事務局回答をお願いします。

【事務局】 後程、スケジュールについては詳しくご説明させていただきますけども、現在の事務局案としては、非常にタイトであります、本年の12月の議会提案を予定しております。

しかし、スタート自体が遅れましたので、12月提案は難しいのではないかと考えております。先程、審議会前に町長との打ち合わせを行い、良いものをつくるために時間がかかることは当然であり、その時間は割かなければならないとの声がありましたので、当然、ある程度の時間は必要であると考えております。

また、住民への周知の件であります、町ホームページなり広報なりで行って参ります。

後程、話を行います、来月の自治基本条例に関する講演会の開催や、本年度も地域座談会を行いますので、その中で自治基本条例について触れて参りたい。

これらを通じ、町民の多くの方にご理解頂ける条例を作っていきたいと考えております。

また、予算の件は概ね180万円を自治基本条例関連予算として計上しております。

【会 長】 事務局説明ありがとうございました。

それでは、次第に戻り「自治基本条例とは」を議題と致します。

【事務局】 それでは、資料3をお開きください。

先程来、町長・会長より自治基本条例に関するご発言がありましたけども、ここで改めて「自治基本条例」を既に制定がされている神奈川県資料の抜粋を用い説明させていただきます。

1 条例制定の背景

平成12年4月に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、地方公共団体の首長等に国の事務を行わせる機関委任事務制度が廃止されるとともに、地方公共団体に対する国の関与の一般ルールが定められました。これまで「上下・主従」の関係であった国と地方が、「対等・協力」の関係へと大きく変わり、地方公共団体が自らの地域のことを自己責

任のもと決定できる範囲が大きく広がりました。こうした背景のもとで、平成12年度以降、全国の300を超える市町村で自治基本条例が制定されています。これは、地方分権改革により、地方公共団体の自己決定権が拡充するのに伴って、国の通達や基準に頼るのではなく、独自に自治体運営に係る基本的なルールを定めておく必要性が高まってきたためと考えられます。

今後、地方分権改革の進展により、さらに国から地方への権限や財源の移譲が進み、地方公共団体が自ら決定できることが増えれば増えるほど、住民の意思に沿った自治体運営がより一層求められるようになります。自治基本条例は、このような必要に応える自治体運営の基本ルールとして制定するものです。

2 条例制定の趣旨

自治基本条例は、これまで住民に身近な市町村を中心に制定が進められてきましたが、広域自治体である県においても、住民自治の拡充を図り、住民意思を十分反映した運営を行うためのルールづくりを進めていく必要があります。そこで、主権者である県民の信託に基づき、県民主体の県政を確立するために、県の自治の基本理念・県政運営の基本原則や基本原則に基づく制度・手続などを規定した自治の基本ルールとして「神奈川県自治基本条例」を制定することとしました。

以上、読み上げましたが、これが神奈川県の逐条解説にある条例制定の際の背景であります。資料に下線が数か所引いてありますが、これを纏めると同資料下部にあるように「自治基本条例」は地域における自治のあり方(ルール)を定めたものであると。

条例制定の背景は、「地方分権社会」の到来と「社会情勢の変化」の2点が深く関与しており、自治体と地域住民の協力のもと「まちづくり」を進め、地域課題を解決するため上で必要な「仕組みづくり」として制定がされています。

資料中には300を超える団体とありますが、現在ではこれをゆうに超える団体において制定がされているとのことでもあります。以上であります。

【会 長】事務局説明ありがとうございました。

資料3に基づきまして、自治基本条例の説明がありましたけども、皆様方からご質問等、何かあればお願いします。

【委 員】これは、神奈川県の考え方であると思う。

こういった内容を松田町における自治基本条例の考え方というのは、この通りにできるのかといえば、やはり検討を行わなければならない事項である。

私も元行政職にあつたので、これを見ると行政側から見た書きぶりとなっている。

確かに地方分権等や社会情勢の変化ということはあるが、元々、そこに住んでいる方々が、こういったまちづくりをしたいという、やはり、いいまちをつくりたいのですよね。

そういった事柄を自治と言う観点で、基本スタンスを。

町としてはこういったスタンスで、それぞれ出来ることは一人で行うし、出来ない事項は協力して行っていくというスタンスを行政も理解し、まとめていくということが自治基本条例ではないかと思っております。

ついては、スタンスの明確化により、おのずと条例の大きな枠組みや方向性が示されると思います。

私は、町民のまちづくりへの参加する行為は権利であると思っておりますので、権利を保障

するというのが、誰かによって保障される、条例によって保障されるということではないのではないかと。

住みよい町をつくっていくという思いを行政、町議会も踏まえて、こういった行動指針を条例の中で明記して、町の最新の条例として作っていくべきではないのかと思います。

こういったスタンスで条例を施行していくとなると、画一的なことに繋がってしまう恐れがあるのではないかと。

【会 長】これは県で定めた条例の方針ということですよ。

【事務局】これから町の条例を作っていくわけですので、もっと町民の方と一緒に作っていきましょう。

当町なりの役割分担を決めなければならない。

今回、神奈川県資料を引用しましたが、ここまで強い形ではなく、「みんなで作ろう」というものをメインにして策定を進めたいと思っております。

その代わりに、みんなで作るわけですが、議会の役割、町民の役割、町(行政)の役割をきちんと書いていかなければならないと思っております。

【副会長】今、事務局が発言したものが一つの答えではないか。

自治基本条例の場合、どうしても町の役割、議会の役割、住民の役割という、これを細分化して定めていかなければならない。

先程の説明は、神奈川県の例で、何かお上の。

言葉も難しいし、もちろん頭が良い方が作っていると、こうなるのかなど。

但し、ここで共通するのは、行政と住民の信頼関係だと思います。

よって、相互のシステムや信頼関係がなかったらいけないということで、その位置付けをしなければいけない。

どこの条例を見ても、自治基本条例は、最高規範性を有しています。

ですから、最高規範性を持たせつつ、町民1人1人に分かり易く細分化しなければならない。

この細分化の過程で、文言等をここにおられる皆様方と一緒に頑張って勉強しながら仕上げているほうがよいのではないかとと思っております。

文章に書くことはできますが、実際に住民自治を行政や議会とトライアングルでやっていくためには、簡単な言葉で。

これを作るのが本会の役目であると感じており、皆様にご賛同頂ければ幸いです。

【会 長】委員及び副会長からの発言にもありましたが、あくまでもこれは神奈川県が自治基本条例を策定するときの背景や趣旨を説明してありまして、私の基本的な理解でありますと、広域自治体である県が作成するものと、基礎自治体である市町が作成するものは違う部分があるべきであると思っております。

大事なことは、文中にもありますが、2000年の4月からスタートした地方分権であり、私たち行政学者の中では、未完の改革であるとされているものです。

日本国憲法の第92条の中に地方自治の本旨という条があり、本条で自治は、団体自治と住民自治の2つにより構成されているというのが一般的な理解であります。

今回の地方分権改革は団体自治に関するものであり、基礎自治体、或いは広域自治体である都道府県等が国から自立するということを目指すためにはどうすれば良いかが相当議論をされて、その部分が分権として補足されたわけです。

他方、住民自治については、あまり議論がされなかったこともあり、未完の改革と呼ばれております。

この住民自治について、もう少し踏み込んで制度を作っていくためにはどうしなければなら

ないのかという議論が大事になってくると思います。

それこそが正に、委員のご発言にもありましたように、北海道のニセコ町では住民自治を基本としながら、更に、町政運営の基本的ルールを作っていくという仕組みを作ったのではないかと思います。

その仕組みを作っていく過程では、副会長からの発言にもあるますように、町民の皆様が主体となるわけですから、町民の皆様が理解できるようなものでなければならぬであろうと思っております。

ですから、私も経験しましたが、条例は法規でありますので、〇〇でなければならぬという法規担当からの注文を付けられることがあります。

後程、ご覧頂ければお分かり頂けると思いますが、川崎市の自治基本条例を見ますと、「です・ます調」になっていますね。

今まで条例というのは、「である調」になっていますので、そういった部分を変えていくといく所にも条例を作っていく意義があるのではないかと思います。

ですから、どういう方針や考え方のもとで、町の自治基本条例を作っていけば良いのかということについては、次回辺りに個別具体的に皆様方と議論ができればと思います。

そういった所で本日は宜しいでしょうか。

【委員】北海道ニセコ町が条例を作り、それが全国に普及して450程度の自治体において制定されている。しかし、その条例は殆ど、形骸化されていると。

本来、策定した意図は、住民主権であり、町の憲法であると。

そのためには住民がどのように、住民と行政・議会とが協力してやっつけよう。

その為には、まず情報の共有であると。ニセコ町では徹底的に情報の共有を行っています。執務の為の机にはパソコンしか置いておらず、書類は置いてはいけません。

書類は全部、後方のロッカーに所蔵しており、開けるとすぐ、一般市民が来庁して見れば、すぐに分かるようになっているわけですね。

そこまで情報共有がなされている。

ここまでの事項が、当町で出来るかは別として、考え方は、これによって住民がものを考えていくのだということが基本にあります。

ニセコ町の条例が制定された後、全国の地方自治学会が訪れ、その後、何回か条例の改正がなされてきた経緯がある。

本来、自治基本条例が必要であるという、根本精神を忘れて、形だけ作ったのでは、意味がありません。

皆さんの共通意識が、条例を作るということは、一体どういうことであるのか。

その共通意識が出来れば。これが出来ないことには、条文で色々と書きぶりが変わってきてしまうであろうと。

ですから、そういった思いを是非、大切にしていければと思います。

【会長】基本的な策定の方針、理念というのは、次回の審議会で時間を設けて議論が出来ればと思います。

今日のところはアウトラインを理解するという事で、他の自治体ではどのような作りこみをしているかを学ぶということにさせて頂ければと思います。

【委員】別委員の発言を受け、先程、私が申し上げたかったのは、審議案を提示されると条文が脳裏から離れず、視野が狭くなってしまいます。

条文の作成は専門家をお願いし、何をどのように盛り込むのかをこの場で議論させて頂けれ

ばと。

参照条文を用い比較を検討行い、ここがおかしいという議論では時間がありません。副会長の発言のように、個別の立場に応じた役割を明記しているのが本条例ですが、本当にそれで良いのかと。

議会も町長も本来の仕事があることは承知している。

議会でも、議会基本条例を策定するという話を聞いておりますので、議会として情報公開なり、どういったことをしなければならないとか。

こういったことも条例の中に含まれると思うのです。

町民も立場が色々あるわけで、町民を一括りにすることもおかしいのではないかと。

一つ一つの項目が含まれるのが良いのかという「骨子」みたいのものを検討する場に本会がなるのではないかと。

【会 長】 その辺りは、次回以降での内容となると思います。

これから説明を頂く、他団体でも条例の骨子を事務局から説明頂き、それを受ける形で松田町のどんな骨組みにしていけば良いのかという辺りを次回以降に議論出来ればと思います。その細かい文言については、法制的な部分になってくると思いますので、町の法制執務担当の力が必要になってくると思いますが、その前段階での、骨組みについて。

最低限、こういった内容は盛り込んでいく必要があるのだと。

ということで、この会において答申を出すという形でどうかということが委員のご発言であったと思います。

ですから、細かい文言というよりか、こういった形で町の条例を作るのだという観点で答申が出せればということを確認させて頂ければと思います。

事務局は、そのような方針、アウトプットでよろしいでしょうか。

【事務局】 検討のため、事務局としては必要な資料をご提示します。

【会 長】 次回以降、細かい内容を議論したいと思います。

それでは、次第5-2の神奈川県内の自治基本条例等の策定状況について、事務局、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料4をご用意ください。

先程、新聞記事を机上配布させて頂きましたが、逗子市の自治基本条例は現在策定に向けた取り組みをしている最中であります。

県内自治体においては、順次条例策定が進んでいるところであります。

但し先程、委員よりご発言がありましたが、どのような経緯で制定されたかが重要であると思いますが、本資料では、策定の状況のみを一覧としているものであります。

町長の発言中に、県西地域2市8町の中で、当町のみが自治基本条例に付随するような条例が存在しないという状況であります。

これから、皆様方にご議論を賜りますが、当町においては、より最新な考え方を盛り込んだ条例を策定できればと思っております。

繰り返しとなりますが、制定の状況のみの資料となります。

条例名称も、自治基本条例であったり、座間市では協働まちづくり条例であったり、隣の開成町では、あじさいのまち開成町自治基本条例という冠があります。

このように名称からも親しみやすさが伝わってくると思います。

名前についても検討課題であります。親しみのあるようなものも一考であります。

会長、宜しければ続いて、策定済の県内の団体から3つ程抜粋し、逐条解説を用い説明をさ

せて頂きます。

政令市として川崎市、一般市として大和市、町村として隣の山北町をご用意しました。ご案内かと存じますが、神奈川県は政令市から村までであるような非常に特殊な構成をしています。

よって、その中から先述の3カテゴリーに分け説明するものです。

時間の制約上、詳細な説明は省略させていただきます。

通常、条例は、条文のみで構成されますが、新設の条例や、条例の趣旨はこうであると説明したい場合、行政では「逐条解説書」を作成することが通例であることから、本資料をご用意しました。

先程も述べましたが、本条例は一般的な条例と異なり、その目的・趣旨の浸透が肝要であることから、150万人以上の人口を誇る川崎市では、親しみやすさという観点から、おそらく「です・ます調」の採用に至ったと考えられ、大きな特徴であります。

繰り返しとなりますが、150万人以上の市民がおり、加えて通勤・通学をされる方々も多数おられる状況です。

先程、町民の定義の仕方というお話もありましたけども、川崎市では、勤労者や学生の方々にも、その定義を広げております。

更に、自治基本条例の中には「行政」を定義する条項があるのが一般的であります。川崎市は団体規模も大きく、特別区を設置している団体であることから、「区」について定義も存在し、また、市が出資するいわゆる「第三セクター」にも条例の義務を果たすように明記している点が特徴です。

市民の定義に勤労者を含めると説明しましたが、川崎市は経済活動も活発であることから、事業者の方、会社にも責務を課しています。

更に後段では、この「自治基本条例を推進する母体」、150万人の市民を束ねて、様々な地域課題を解決する母体についての記載があります。

これが「区民会議」と言われる会議体であり、それぞれの区に設置し、地域課題解決の推進母体として規定しています。

区民会議形式を取り、多数の市民の声を行政に届け、反映させる仕組み作りを行っています。また、川崎市では「住民投票制度」の条文も定義されており、以上が川崎市の説明です。

続けて、資料2、大和市の説明に入ります。

まず何故、大和市の条文を題材としたかではありますが、県内の団体の中でも「外国人」の比率が高い地域性であります。

近くに米軍基地もありまして、外国人に対する考え方をどのように整理しているかを明らかにするため、逐条解説を用意したものです。

大和市は、外国籍の方も市民の中に含めて定義しているところであり、また、先述の通り付近に基地があるということで、12ページとなりますが、第29条に「厚木基地」に関する条文があるように、このような地域課題、地域性がこのような条文からも読み取れます。

翻って、当町でも地域性を盛り込むようなことも検討しなければならないと考えます。

更に、先程、市民・町民の定義の話がありましたが、大和市のページの6ページに戻りますが「子ども」に関する規定についても存在しています。

昨今の参議院選挙では18歳の投票権認められるということですが、大和市の条例は、これより遙か以前に制定されているものです。

子どもを市民に定義することはさることながら、子どもに関する責務を明記していることは

特徴的と言えます。

また、大和市については住民投票についての条文が資料の12ページ、第8章にあります。住民投票自体の条文明記は、他の団体でも見受けられ、先程の川崎市でも明記されています。しかし、大和市は第31条以降に住民投票を行う場合の発議要件も盛り込んでおり、いわゆる、住民投票についての「常設型」という作りをしている団体であります。

続いて、お隣の「山北町」の例に移り、当該資料は4-3となります。

先程、川崎市であると「区」がありますので、区が一つの単位として構成されていましたが、町村ということもあり、コミュニティの単位を「自治会」として整理しています。

これは、当町に近い考え方ではないかと思えます。

本件は、逐条解説13ページの第8条、自治会等のまちづくりに明記されており、こういった身近な組織から地域活動を定義しているということでもあります。

また、山北町でも子どもに関する定義もあり、該当条文は、28ページ、第8章の第21条となりますが、子どもに対して、義務とまでは言わないまでも、積極的にまちづくりに参加してもらいたいということが明文化されているところでもあります。

更に、続く第22条も特徴的な条文でありますけども、「高齢者の方」。

一般的に、自治基本条例での町民という定義は大人を想定しているものが大半であります。その大人の中でも「高齢者」に対し、第22条で、その知識や経験をお持ちの高齢者の方にも参加を頂きたい旨の条文となっていることが注目点かと思えます。

山北町にも住民投票に関する規定はありますが、大和市とは異なり「非常設型」と言われる発議要件等が明記されていない、一般的な条文であります。

以上、雑ぱくではありますが、県内3団体の特徴的な点を主に条例を説明させて頂きました。

【会 長】事務局、説明ありがとうございました。

只今、事務局から資料4と資料4-1～4-3の説明がありました。資料4として、県内団体の自治基本条例の策定状況並びに、資料4-1では、政令市である「川崎市」、資料4-2で、一般市である「大和市」、4-3では、町村である「山北町」について地域差に着目した県内の自治基本条例の解説がありましたが、皆様方の方から何かご質問等あればどうぞ。

【委 員】子どもに関する部分について、これはこれから将来、町を創っていく、また、創っていかねばならない方に、地方自治や町づくりを知ってもらうための機会として、配慮している他団体の条文はありますか。

【事務局】まず、本日の資料にはありません。また、全国の事例を全て調べたわけではないので恐縮ですが、「子ども」についての条文を特出ししていることが存在します。

その思いについては、先程の町長からの発言にあるように、「町の最高規範」であると。

町の憲法であるとの話がありましたが、条例を策定したら、これを次の世代、つまり子供達に引き継いでいくのだというような非常に壮大な理念を、子どもに関する条文に明記している団体もあります。

逆に、子どもに関する条文の定義では、子ども達に条例といっても理解が難しいので、地域活動等を通じて、まちづくりに参画してもらいたいという形で明記してあるケースが多数見受けられました。

【会 長】他に如何でしょうか。

今の話で言うと、山北町の例では28ページに第21条というものがありますけども、「まちづくりへの子ども参加」ということで、同条第2項及び第3項で、子どもに関する規定があります。

また、同 22 条では、シニアの方の参加も必要だということで、それぞれ逐条解説の中でも記されております。

今、18 歳投票権という話が出てきて、特に 18～19 歳ということではなく、20 歳前半の皆様
のまちづくりへの参加意識というのが低いのが現状であります。

ですから、特に「自治会活動」の中に、どうやって若い方をどのように参画して頂くかとい
うことは、私は、これは日本共通の課題であると思っております。

子どもはそうだし、若い方が入ってくれば良い事だと思います。

【委員】先程の説明の中であった、第 21 条の条文について、私自身、すっかり惚れ込んでしまった。
非常に分かり易い条例で、これまでの法制執務からするとあまり見かけたことがありません。
普通な言葉で書いてあり、全般的に、こういった平易なスタイルの方が、分かり易いし、良
いのではないかと思います。

但し、法制的な観点は別問題ではありますが。

通常の条例では、取っ付きにくいのではないのでしょうか。

【委員】幅広く、皆さんに自治について参加して頂くということであれば、それぞれ、参加の仕方と
いうのが、年代世代を超えてあろうかと思います。

だからそういう意味では、幅広く、そういう方々自身が、活動することが、町政への参加に
繋がっているということを分かり易く理解してもらうためにも、そういった内容を盛り込ん
だ条例にしてもらいたいと思います。

【会長】他に如何でしょうか。何かコメント等ありましたらお願いしたい。

その辺りでは、先程、副会長が発言されましたけども、本当に分かり易い文言にするとい
うことですね。これは大事なことであると思えます。

【副会長】町にはこの自治基本条例に付随した、この中に包含したい条例等が存在しないと思えます。
私が 2 回目の議長を務めた際に「議会基本条例について」を、議会の全員協議会での議題と
して話をしたことがあります。

今後、議会基本条例を検討するようにとの口火を切ったのです。

その時点では、委員からの話があったように、既に北海道ニセコ町では制定済みでありまし
たが、当町において、制定しようという機運は乏しかったとの記憶があります。

また、同時点において、子どもに対する条文等もありませんでした。

更に、まちづくりに関する条例。これは「まちづくり条例」ではありますが、これは人をつ
くるのではなく「町をつくる」の意で、ハード的な条例であります。前々町長時代に制定した
歴史があります。

国の地方分権制度の政策で、極端に言えば、各団体での条例制定権が広く認められるよう
になり、2～3 本、こういった背景から条例を整備したことはあります。

裁量権が拡大された結果、独自部分を反映した条例を制定し、積み重ねの集大成として、最
後に、自治基本条例を制定することが私自身では、理想であると思っておりました。

それが首長の公約として自治基本条例が出てきた背景であり、遅ればせながら、制定向け
た取り組みをしなければならないということであったと思えます。

先程、委員の発言にもありましたが、本当に分かり易い言葉で書いた方が良いのではないか
と思えます。

ですから、多方面から色々な意見を頂戴して、それを一つ一つ成文化して、どのようにして
次代の子ども達に繋げるかということを中心に置いた方がよいのではないのでしょうか。

但し、主力を置くということを私の一言で決めるわけにはまいりませんが。

そのような手法が、人口 11,000 人の当町にふさわしいと思います。

これから、どうしても広域行政を推進していかなければなりませんし、広域行政を進める上では、そういったやり方がいいのではないかと思うわけであります。

雑ばくな意見となり、大変恐縮であります。今回、審議委員をして選出されこの場に参る際に思ったことを述べさせて頂きました。

【委員】期限が決められた中で、これを決めなければならないという、日程的なこともありますけども、条例を制定するにあたり、いかに広く、住民の方々がどういう形で参加し、理解を頂いて、出来上がっていくのかという過程が、今後の制定後の条例の活かし方を左右すると思いますので、限られた時間ではあるが、なるべくそういった、町民参加の手立てはとって頂きたい。

【会長】他に御意見、御座いますでしょうか。

本日もいくつかの点について、確認が出来ております。

非常に親しみやすい表現でということは、委員の総意としたいと思います。

よって、事務局には、今後、この点を理解の上、作業をして頂きたい。

皆様、宜しいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

次第 5-3 の「庁内の取り組み状況」ということで、事務局より説明をお願いします。

【事務局】資料 5 をご覧ください。

これまでの役場内における検討過程を一覧にしたものが、資料 5 となります。

資料の最下段、10 番に本日の審議会の開催とありますが、これより以前に、役場の職員により条例の検討委員会なるものを平成 26 年度から設置しました。

続いて 2 番です。先程、議会基本条例の検討が進んでいると話がございましたが、町議員が先進地である福島県会津若松市に視察する際に、町職員も随行させて頂き、議会基本条例の制定プロセス等の研修を受けて参りました。

また、年度が変わり平成 27 年度なってからは、庁内の会議を 2 回程、開催したところです。第 1 回庁内会議では、正に本日の第 1 回審議会の内容にもありますように、自治基本条例とはという内容で会議を開催しました。

先般、2 月の庁内会議では、こういった構成で他団体は制定しているのか。という観点で会議を開催しました。

項番 5 に議会全員協議会において説明とありますが、大変タイトなスケジュールということは承知ですが、町議会に対し、その時点でのスケジュールを事務局案として提示したとことであります。

それ以降、平成 28 年度は自治基本条例に関する紙面を広報まつだで 2 回程掲載しました。

その前には、本日、公募で御二方お見えですが、公募委員の案内をさせて頂き、本日の会議に至るといった経緯が、これまでの検討過程であります。

【会長】事務局、説明ありがとうございました。

これまでの検討過程があったということですが、何か皆様から内容について、ご質問・ご意見あればお願い致します。

【委員】直接これに関係しておりませんが、住民基本条例が出来れば、町が変わるのか。

制定済団体を散見すると、条例により変わった団体、別に何も変わっていない団体があると思われる。

住民基本条例自体を作ればいいというものでは無く、日常の役場なり、町長なり、市民なり、議員なり、色々な方がそういう活動を既に行われている所で始めて変わってくるものである。

ニセコ町の話ばかりで恐縮であるが、一例としてエピソードとして聞いて頂きたい。

ニセコ町は、5人集まれば、必ず町長や課長が会議に参加すると。

毎週3人以上来れば、町長室でお話しができる。

こういったことを何回か行っていくうちに町長室内で、町民から例えば福祉の話が出てきた際に、町民からこういった意見が出ているが、どう考えるのかという話をしたら、しばらくして、福祉課長が3案を示してきた。

そうしたら町長から叱られたということがあった。

こういう案を作るのは、貴方方ではなく、住民が作るものであると。

町職員は、住民がそういった発想をするような組織を作って、場を提供するのだと。

だから、ニセコ町には色々なプロジェクトがあって、色々な人がボランティアで参加し、今度はどうしようかと思案をしている。

例えば教育委員会では、パソコンを導入するという事案の際には、パソコン委員会という組織があって、東芝や日立の方々や一般市民がいる。

役場で30万円のパソコンを選挙用に購入する。

子ども達が使うパソコンは5万円でいいと。

余計な機能等は要らないという意見で、町長もその意見に同意したということがある。

現実には、こうしたことが実行されなければ、幾ら住民基本条例を策定しても町は変化しないと私は考える。

よって、根本的な共通意識として、町を良くするためには、一体どのようにして皆でスクラムを組んで、パートナーシップを構築できるか。

そのように考えていかないと、住民基本条例を制定しても、あまり価値のないものになってしまうものであろうと。

是非、町を変えて頂きたい。そういった触れ込みでやって頂きたいと思います。

【委員】 会議冒頭で話をしたのは、折角、自治基本条例を制定するチャンスが出来たということであり、本日、新聞記事が追加資料として提示されましたが、さあやるぞ、ということで取組始めたわけです。

では翻って、当町のキックオフは何があるかという、広報が2回出たと。

まず、町民は読んでいませんよ。

私は、広報紙は読んでおりますが、小さな記事までの記憶は中々ありません。

やっぱり、委員の仰るように、自治体の憲法を制定するという意気込みであれば、不遜な言い方になるかもしれないが、町も参加者も本気になっているよという所をアピールした方が良いのではないのでしょうか。

時間的制約はあるが、いよいよ制定に向け始めたぞという、すぐ制定するぞという意気込みは、何だかの仕掛けでアピールした方が良いではないか。まだ、間に合うはずである。

私も、町が良い取り組みとしていても末端まで、中々浸透はしていないのではと思う経験があります。

確かに、それぞれ皆さんはお忙しいです。しかし、忙しいながらも町のことを思っていないことありません。

こういった中でも、いかに効果的に広めていくかが重要。

会長が仰るように、もちろん反対の方もおられると思うし、自治基本条例ではなく、別の案件について町が取り組むようにと意見する人もいるでしょう。まだ、間に合うはずである。どうも仕掛けが遅すぎると感じる。あと1か月経ったら間に合いませんよ。

私自身も委員を受けるか否かを考える際、それ位、重要な事項であるという認識を持って臨まないとならないと思った次第である。

委員の発言にもありましたが、条例を作ったからといって、明日から生活が直ぐに変わるわけではない。どこの条例担当者もそう言っています。

しかし、反映されるかは別問題としても、自分たちの意見を聞いてもらえる機会が設定されるということは大変意義がある事項であると思います。

今後、様々な意見を求める仕掛けは、何だかの機会に必要であり、また、先程の予算については、高いか安いかわりに迷いますが。

いずれにせよ、どうするかという知恵の出どころだと思います。

【会 長】私も常々思うのですが、私の携わった市では、川崎市と一緒に年にスタートしています。

市民の方は全く分からなく、すごく苦勞していていますのは、制定した後に、こういったものがあるのだという周知にもすごく時間を掛けているのですね。

ということは、制定の段階から市民・町民の方に周知するような、また、主体的に意見が言えるような場があってもよいのではないかと。仕掛けとか。

【事務局】先程、申し上げました通り、地域座談会を通じて周知することも考えております。

【委 員】4月の自治会長会議の際に、こういった大事な案件があれば事前にお知らせ頂ければ、座談会のテーマを自治会で考えるときに自治基本条例を議題とすることもできた。

地域座談会は、地域の方が集まる機会であり、付近の道路や水路の補修等の要望の話もあることから、自治基本条例の話が出来てもせいぜい30分程度ではないか。

短い時間では、条例のことも殆ど理解できない中で、終わってしまう恐れがある。

地域座談会は6～10月の長期で行う予定であると。

また、ニセコ町同様に町の職員数にも限りがあることから、職員も通常業務の他に、自治基本条例の事務も行う必要があることから、我々、自治会長等を上手く使ってもらって構わないし、仕掛けをするにあたり相談を頂ければ協力できることもあるだろうし、全てを町側で行うには限界があるので、町民参加は最初から行ったほうが良いわけで、どこかの市みたいに議会に提案したら住民周知が足りないのでは、施行を延ばされてしまうことになってしまう。後からの作業は大変なので、禁煙条例とは違い、明日からの生活に影響がでる条例ではないため、前もってする仕掛けが大変重要。前に1回行うとの、後で10回行うのでは訳が違う。終わった後では人が集まらない。作る時には人が集まるかもしれないが、作った後では、私でも忙しくて行かないですよ。是非、今日はこれが言いたくて会議に出席しました。

【事務局】興味をもって頂くことが一番重要なことです。

【会 長】是非、委員からも話がありましたように、これから制定に入っていくわけですが、その中で、町民の皆様方が、今、自治基本条例が作り始められていることを知ってもらおうと同時に、自分たちがどういうふうに関わり合うかという実体験ができるような機会について、これは、委員より今、ご指摘があったわけですが、そうした方が、担い手としての町民の方々も育っていく感じがします。

事務局におかれましては、検討をお願いします。

次に、最後になりますが、策定スケジュールについて事務局説明をお願いします。

【事務局】続いて、資料6をご覧ください。

先程来、議論があります、スケジュールの資料となります。

事務局案を提案させていただきますが、委員の方々にご議論頂ければと思います。

今後、月1回程度のスパンで会議を開催させて頂き、平成28年12月に議会提案を目標とし

ております。

しかし本件は、条文のみならず、策定の過程が大変重要となってくると思いますので、ここにお示しするものは、あくまでも事務局案であることをご承知願います。

7月に講演会・座談会との記載がありますが、会長に7月に講演を行って頂きたいと。

なお本件については、委員各位との調整前に、事務局側で決定したことを御了承下さい。

開催が平日の日中ですと、人が集まりにくいといことは、過去に座談会等を開催の経験から、重々承知しております。

7月23日は土曜日となりますが、午後4時から文化センターにて、日詰氏より、一般町民等向けに、大変分かり易い講義をお願いしたとことであります。

補足となりますが、12月議会提案に向け、11月に議案を送付とあります。

しかし、当初のスケジュールより審議会のスタートが後ろ倒しになっていますので、その段階で既に2ヶ月が経過しています。

本件については、先程、町長と確認しましたが、このスケジュール案に捉われることはないとの言葉を頂いております。

本スケジュール案は、あくまでもたたき台としてご理解を頂きたい。

決して、12月提案ありきではありません。

事務局としても、良いものを作って参りたいので、時間がかかることは承知しています。

会長へ質問となりますが、通常、どの程度の時間を要する案件でありますでしょうか。

また、ここは皆様方とご議論があるところですが、ある内容の部分で数回の会議回数を要すると想定しています。

提示案は、再度の説明となりますが、あくまでも資料は事務局の案であります。

時間を要する事は、町長に言質をとってありますので、皆様にあっては、色々な意見や思いの丈を本会の中で述べて頂ければと思います。

但し、あまり長くなっても良くないと思いますので、1年～1年半、2年程度の間で出来ると。

長くてもその程度の時間で条例ができるという理解であり、今年度中ということではないということでご認識頂きたい。

そういったスケジュール感であると思いますが、如何でしょうか。

【副会長】実際にやってみて、議論の間口が広がってしまうか。意識的に狭めて行うかによっても、変わ

ってくると思います。

欲を出して、あれもこれもというと色々出てくるでしょう。

ですから、基本理念に重点を置くか、それだけではまずいけども。どこまで間口を広げるか。

それは会長に一任しましょうよ。

【日詰会長】

それはやはり、基本理念の部分は大変重要ですので、皆様方と意識合わせをしましょう。

【渋谷委員】

このスケジュール案を見ますと。私も元役人ですので、住民参加を形式的に行い、パブコメに欠けて、議会に提案しましたということになり、本当にこれで大丈夫であるのかと。

町がつくる住民主権の大事な条例ですので、通常の条例の策定スケジュールで考えてしまうと、今後、苦勞すると思います。

誰も見ないと条例になると思いますよ。住民と一緒に作る条例ですので、うまく調整していかないとならない。もしかすると2年でも短いかもしれない。団体では4～5年をかけているところもある。

町長の任期があるので、1年で策定したいということではないと思いますが。

これから町で色々な計画を作るときのベースとして、町民の責務や義務を書き連ねると。生活者の中で、自分の事は自分で行うのだと。そういった意気込みがないと自治ではないので。最近、NPO活動も活発であるが、NPOの話では行政でできないことを我々が行っているという主張を行っている。

もともとは、自分の事は自分で行って、出来ないことを協力願うという話にならないと。最初から町で全てを行うと。側溝の掃除は全て自治会で行っているが。移住者の話を聞くと、それは全て市で行っていたと。何故、私たちが側溝清掃や草刈を行わなければならないのかと。

松田町の住民からすれば当たり前的事だと思わけるわけですが、何故、自治体によって変わるのかとの声があるが、それは松田町であるからということである。

日高委員が仰ることも同じことだと思わけるのです。そういった形になってこないと。

やはり制定までには一定の時間をかけたいと思わける。

みんな良い町をつくりたいのは同じですから。

【事務局】議論に必要な時間は時間でかけて頂いて、但し、スピード感をもって条例制定に向けて対処することだと思わける。

【委員】先程お話しがあった、7月23日の講演会の件は、何時開始でしょうか。

【事務局】午後4時からを予定しております。

【委員】会長にお願いがあります。

時間は1年かかってもいいと思わけるが、町議会では毎回のようには町長が責められています。公約がいつ実行されるのかと。

また議会側では、町側の自治基本条例が出来たらすぐ、先程、話のありました議会基本条例を提案するという予定のようです。

だからといって、当然ですが、自治基本条例を雑に扱ってはならないと思わける。

十分な時間をかけることが必要。

これまで、私が幾つかの審議会の公募委員として参画しましたが、その度、思うことは何かというと、結局、議論をする場が少ないのです。

月1回程度の会議を全5回開いて結論を得るといふことになる、結局、事務局からの提案事項に賛成か反対かといふことに終止してしまう。

でも、今回の自治基本条例については、そうはいかないであろうと。

そうなる、今日の会議は、ここについて議論をしましょうと。

ついでに次回までに、これを宿題としてという形で進めていかないと、毎回、事務局提案事項の審議に終止してしまいますので、是非、宿題を出していただければと思わける。

やはり、委員全員が共通の課題に対し、意見をすることは必要な事項であると思わける。

【副会長】自治会長歴が長い方は、進め方について意見があるのではないかと。

一点思ったのは、これを学校の課外事業の中で行う事は出来ないかということだ。

私も経験がありますが、PTAを務めた際に、町長選挙の前に補助金を上げたことがある。昭和57年位の時に200円。代々、選挙となるとずっと上がっていったが、上がり過ぎたと感じ、ちょっとであるが下げた。それでも今は、1人当たりの給食費補助が7~800円位の補助となっていると思う。そういう利害関係があることは、皆さんよく御存じなのです。

松田に来ると、給食はおいしいし、安いと。私もPTAを務めた時に。

これが学校の課外活動で、選挙権は18歳からであるが、住民投票は18歳ではなく、いくつであつても構わないはず。

以前、住民投票の話が出た時に何歳からとするかで調べたので、18歳ではなかったと記憶している。

よって、学校で教えられる素材であるかと思います。

日高先生は以前、教鞭をとっていたので、よく御存じのはず。

なので、言葉を平易にしてもらいたいと言ったのです。

【会 長】私も副会長に同感です。

今、18歳の選挙権が与えられたが、この世代は、主権者教育を受けていません。

そういった方々が突如、選挙権を与えられ、果たして有権者としての行動ができるかというのは疑問です。

やはり、公共の事柄ということは小さい頃から教えられるべきではないか。

そうするとやはり小中学校。或いは、松田町には高校もあると伺っておりますので、松田町の自治基本条例の内容を教えられるべきではないか。

ですから、委員の指摘にもありましたけども、将来、この町を担っていく小中学生が入って貰っても良いと思うのです。

そういった機会が今後、町の中で出て来るといいと思っております。

【委 員】先程、宿題と言って出しゃばって申し訳ありませんでしたが、インターネットで調べ、地方自治を制度化したまちづくりである、北海道ニセコ町の例について調べました。

字が小さくて大変恐縮ですが、ニセコ町の事例の全てを松田町に当てはめることはできません。これは、人口規模等も違うので当然です。

但し、その精神を学ぶには大変役立つものであるもので、この資料を皆様に見て頂いて、感想を頂戴できればと思います。これを宿題としてどうかと。

ニセコ町では予算の1%を住民に任せるとしています。

例えば、それを商工振興会が使って活動するようなイメージです。

予算の1%となりますと、当町ではどの位の額になりますでしょうか。

【事務局】一般会計予算が約40億程度でありますので、4,000万位。

【委 員】では4,000万円位を使って、何かをやるとか？

或いは、もっと沢山の団体が、色々な事をやるだとか。

そういった色々やっていることが資料に書いてあります。

これらを一読頂いて、なるほど、住民基本条例を作った背景にはこういったものがあるということを知ることができればどうかということで、資料を持参した次第であります。

【会 長】ありがとうございます。

事務局、資料を委員の方々に配布願います。

次回は、条例を作成にあたり「基本的な理念」と言いますか、そういった内容を議論が大事であると考えておりますので、その辺りを中心に議論して参りたいと思います。

そういった内容で宜しいでしょうか。

(次回審議会の議論の内容について、委員より了承される)

何か、皆様方で本日の会を通して、言い足りなかったことや補足的なこと等あればお願いいたします。

では、当方より一つ提案事項がございます。

本審議会の設置要綱を見ますと、第3条に、審議会の組織についての規定があり、学識経験者や各種団体からの推薦、公募町民等で組織するとなっております。

第1号には学識経験者。

第2号には各種団体から推薦を受けた者、アからオが各1名。

また、第3号で公募によるもの2名。

それから第4号の箇所、その他町長が特に認める者となっております。

本日もご参集頂き、委嘱を受けた皆様は、町の精鋭の集まりという認識をしておりますけども、一つ足りないと感じる点は、「女性」です。

ですから、女性の意見が本審議会で反映されるべきと思っております。

委員の皆様のご了解を得られるのであれば、本審議会の定数は無いので、この第3条第2項第4号の、その他町長が特に認める者の箇所で、できれば、女性の委員を1名でも加えて頂けないかと是非思っているのですが、如何でしょうか。

(女性委員の追加について、異議なしとされた)

【副会長】 会長、出来れば1名ではなく、2名としてもらいたが、如何か。

【会 長】 先程、事務局より予算に関する説明がありました。

追加しても、予算内に収まるのであればご検討頂き、2名をプラスして頂きたい。

【事務局】 只今、皆様の総意で女性委員追加を2名とされました。

ごもっともな意見であると思います。

第4号委員、その他町長が特に認める者となりますので、任命権は、町長となります。

については、委員各位より、適当とされる方の御意見等を頂ければ幸いである。

選考にあっては、事務局一任とするのか。相応しい方がいればご推薦頂くか。

第4号の主語(任命権)は町長であるため、事務局側で選任することは吝かではありません。人選方法について、何がしかのお知恵があれば拝借したいというのが事務局の考えです。

【会 長】 私には知識がありません。委員の方のお知恵を頂戴したい。

【委 員】 当町では、色々な場面で女性の参画が少ないということはあります。

各団体、自治会等の長が男性ということもあり、例えば、PTAや民生委員の女性の方等はどうか。

団体の長は、女性は中々いないのが実情であるが、例えば、団体の副会長等や調整員などで女性の方が居れば。

【事務局】 長となると中々、居ないのが現状。

但し、第4号委員はご推薦頂いて町長が認めれば良いとの理解ですので、必ずしも長とは規定しておりません。

【委 員】 残念ながら、長となるとなかなか居ない。

自治会でも、女性をとということで、何度口説いてもなかなか了解が得られない。

これは、あなたが何で長をいう、女性同志の目を気にした横やりが入ってしまう。

女性を口説く場合にはそういった感情がどうしても入りますので、くれぐれも慎重に対処頂きたい。

【委 員】 何方がいいかということはいえないが、これまで、同様の町長が特に認める者という場合は、いわゆる充て職か、元役場職員・県職員等の経験者で、上位解脱が染み込んでいる方が殆どであった。

行政にとっては、そういった方の方が楽でしょうけど。

自由に意見をやる、元気のいい女性が沢山、町にはおられると思います。

そういった方は中々、出て頂けないけども、事務局で探して頂きたい。

【会 長】 女性委員を加えて頂くということで、委員各位からご了解を頂きました。

人選について、皆様から相応の方が居れば、事務局にお伝え願えればと思います。

私の経験の中では、男女共同参画関係で熱心に活躍されている方が居れば、適任であるかと思えますし、意識も明確であると言えます。

そのような方を交えて議論することは大変重要でありますし、現在、お子さんと一緒に活躍されているPTAの方々の中にも良い方が居ると思えます。

町の中にそういった方がおられると思えますので、事務局側でコンタクトして頂ければ。

出来れば、次回審議会あたりまで人選をお願いしたいと思います。

或いは、商工関係で、女性の起業家の方であるとか、そのような方がおられれば。

熱心に経済活動を行っている方などをお願いするとか。

これは、まさに宿題でしょうか。

良い方が居れば、推薦の上、事務局までご連絡頂きたい。

任命権者は町長でありますので。

そのような形でお願いしたいと思います。

本件以外に、皆様方で何かありますでしょうか。

委員提案により配布した資料については、次回までにご一読をお願いします。

後は宜しいでしょうか。

では、事務局側で最後に、連絡事項等をお願いします。

【事務局】事務局から連絡事項として、傍聴への対応についてお伺いします。

会議冒頭に審議会は公開で対応したいと申し上げました。今回は、初回ということもあり、傍聴に関する考え方を整理しておりませんでした。

これは、委員各位にお諮りの上、対処すべきと考えたからです。

今後、傍聴をご希望される方がいらした場合、事務局としては、吝かではないという考えがであります。

これは、町議会において、何方でも傍聴可能というスタンスがあります。

本会は、内部会議であります。こういった性格の会議も公開で運営していこうという町の方針があります。

については、傍聴希望の方が居た場合、認めるということで如何でしょうか。

本件をお諮りしたいのが、1点目であります。

続いて2点目は、次回のスケジュールをご提案させて頂くものです。

順を追って、まず、1点目の「会議の公開について」ですが、公開の考え方ということで整理してよろしいでしょうか。

委員各位にお諮りします。

【会 長】公開の流れが昨今の時勢の流れかと思えます。

委員各位にあっては、公開として宜しいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

【事務局】また、本日の会議資料等についても、議事録作成後、町ホームページ等へ掲載しますので、ご承知おき下さい。

なお、公開の議事録にあっては、ご発言頂いた各委員に発言の趣旨等を確認して頂く意味も含め、ご一読の上、語句の修正等を頂戴してからとします。

【会 長】議事録は、委員各位の了解を得てから、掲載等をして頂くという理解でよいか。

【事務局】議事録は、各委員一読の上、修正等があればその内容を反映し、掲載させて頂く。

また、会議公開の件は、委員各位にご了解頂いたということで進めさせて頂きます。

今回の会議スケジュールの件について、事務局案で大変恐縮ではありますが、日詰会長に「自

治基本条例に関する講演会」を7月23日にお願いするということで決定済です。

講演会は、16時から町民文化センターで開催させて頂く運びであり、7月1日の町広報紙に周知記事を掲載させて頂きます。

委員各位においては、親しい方などにお声掛けの上、講演会にご参加頂ければ幸いです。

よって、土曜日ではあるが、講演会の前に1～2時間程度の時間を頂戴し、次回審議会を開催させて頂ければ幸いです。具体としては、午後1時30分開始とし、1.5時間程度の会議で如何か。会議終了の目途は3時頃とし、その後の準備を経て、4時からの講演会としたい。

(委員了承)

それでは、第2回会議を7月23日(土)13:30～とし、場所は後日の通知により確認して頂く形とします。その後、16時から文化センターで講演会を開催します。

【委員】先日、町議会の報告会が開催されたが、参加した町民が極めて少なかったと聞いている。

【事務局】17～18名程度の参加であった。

【委員】7月開催の講演会は、折角の機会であるので、広報紙への掲載のみならず、自治会長連絡協議会等で説明や周知をお願いしたい。

今後、住民が参加してこないことには何も出来ないので、是非お願いしたい。

【事務局】色々な媒体で周知等を行って参ります。

それでは会長、閉会をお願いします。

【会長】本日はお疲れ様でした。

それでは会議を終了させて頂きますが、閉会を副会長お願いします。

【副会長】自治基本条例に関する初めての会合であったが、皆様方におかれては、様々な角度で、ユニークな意見や真剣に考えなくてはならない事項など、色々な意見が出ました。

今後とも、町をどうやって良くしていこうかという一点を見据えて、皆様と一緒に力を携えて参りたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】先程、委員よりご提供を頂いた資料の取扱について伺います。

御提案の趣旨は、資料をご一読の上、各委員より所感を頂戴したいということかと思えます。次回、口頭発表とするか。それとも事前にペーパーで頂き、会議資料として事務局で調整するという形の何れが希望でしょうか。

(委員より次回、口頭発表の声)

【事務局】次回、所感を各委員から口頭にて発表頂く形をさせて頂く。

【会議時間 1時間55分】